

大和市職員の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第23号

### 大和市職員の旅費に関する条例施行規則

大和市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和39年大和市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大和市職員の旅費に関する条例（昭和37年大和市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例第2条第6号に規定する規則で定める者等）

第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、役務とする。

（条例第3条第5項及び第6項に規定する規則で定める場合等）

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受け

ることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第19条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情  
(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更に伴い支給する必要があるものとして任命権者が認めた額  
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額  
(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(最も経済的な通常の方法)

第8条 条例第7条に規定する最も経済的な方法により旅行する場合の交通機関の利用順位は、次に掲げる順位とする。

(1) 鉄道又は軌道

(2) バス

(3) 前2号に掲げるものを除く交通機関

(鉄道賃に係る鉄道)

第9条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第11条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(バスの利用)

第12条 バスの利用は、特別な場合を除き、1系統1キロメートル以上の場合による。

(公用車以外の自動車等による旅行)

第13条 公用車により旅行する場合のほか、他の団体等の自動車及び市費をもって借り上げた自動車等により旅行する場合において旅行者個人がその運賃を負担しないときは、鉄道賃及びその他の交通費は支給しない。

(宿泊費基準額等)

第14条 条例第13条に規定する規則で定める額は、別表で定める額とする。

2 条例第13条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと任命権者が認めるときとする。

(宿泊手当の定額等)

第15条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 前2項の規定にかかわらず、移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、2,400円とする。ただし、条例及び規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第16条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用と市長が認めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第17条 市内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（退職者等の旅費の細則）

第18条 条例第19条第1項に規定する条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場

合について規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費  
(遺族等の旅費の細則)

第19条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
  - ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
  - イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(条例第23条の規定による旅費の減額)

第20条 研修会及び講習会（以下「研修会等」という。）のため旅行する場合において、その期間の運賃が定期乗車券の額を超えるときは、定期乗車券運賃相当額に減額する。

2 他の団体が経費を負担する場合において、次項に定めるもののほかその額で旅行の経費のすべてを賄うことができない場合は、条例及びこの規則で定める旅費の範囲内において、一部を減額する。

3 定期券の価額により通勤手当の支給を受ける職員が条例第7条本文に規定する最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合で、当該職員が通勤のために保有する定期券の区間と重複する路程があるときは、当該重複する路程に係る旅費を減額する。ただし、任命権者が当該重複する路程に係る旅費を支給することが適当であると認めるときは、この限りでない。

(条例第23条の規定による旅費を支給しない場合)

第21条 宿泊を要する研修会等及び会議において、宿泊料を含むとみなされる負担金を市が負担した場合は、宿泊料を支給しない。

2 他の団体が経費を負担する場合において、その額で旅行の経費をすべて賄うことができるときには、旅費を支給しない。

(在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第22条 在勤地（常時勤務する在勤地のない場合又は任命権者が認める場合には、住所、居所その他任命権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤地等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤地等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤地以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第23条 旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和市職員の旅費に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年大和市条例第 号）による改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する任命権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する任命権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、

新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新規則第4条第1項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新規則第4条から第6条までの規定は、これらに規定する者が新条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円

奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円